

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

宮本教第383号
令和6年3月22日
宮城県警察本部長

実戦的総合訓練の推進について（通達）

実戦的総合訓練（以下「訓練」という。）については、「実戦的総合訓練の更なる推進について（通達）」（令和元年5月9日付け宮本教第528号）及び「実戦的総合訓練実施上の具体的配意事項について（通達）」（令和元年5月9日付け宮本教第529号）に基づき、特に実務経験の少ない若手警察官の育成に有効な教養手法の一つとして推進しているところであるが、この度、前記通達を統合して効果的かつ効率的な訓練を推進するための必要事項を改めたことから、計画的な訓練を実施されたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 訓練の目的

訓練は、法令及び手続に関する知識等を実際の現場で取扱いが予想される様々な状況に的確に適用し、現場対応、現場指揮、捜査書類の作成等に係る職務を適正に遂行することができる人材を育成することを目的とする。

2 訓練の分類

訓練内容等により以下のとおり分類することとし、各場面における具体的訓練内容を示した例は別紙1「訓練分類一覧表」のとおりである。

(1) 現場対応訓練

事案の認知、現場臨場、職務質問、証拠資料の確保、擬律判断、逮捕等の事件事故現場に関するもののほか、遺失拾得届受理、留置管理業務、被害者支援業務、巡回連絡及び各種人権に配慮した市民応接等における各種警察活動について、その要領等を訓練するものをいう。

(2) 現場指揮訓練

幹部警察官による前記事件事故現場に係る指揮要領を訓練するものをいう。

(3) 捜査書類等作成訓練

前記現場対応訓練及び現場指揮訓練の内容に基づき、捜査書類、各種請願届、その他報告資料及び広報資料等の作成要領を訓練するものをいう。

3 訓練対象者

実務経験の少ない若手警察官に限定することなく、再任用者を含む中高年警察官も対象とするほか、警部補、巡査部長等に昇任して間もない者や専務に登用されて間もない者など、各種事案への対応能力及び現場指揮能力等を向上させるため、訓練を受ける必要性が高いと認められる警部以下の警察官を対象とする。

4 推進上の役割

(1) 警察本部

ア 警務部教養課

警務部教養課は、警察署等の訓練実施所属の訓練実施状況を「職場教養管理ファイル」を通じて把握・検証するとともに、訓練指導者を訓練実施所属に派遣し、指導技法等を教養するなど、訓練推進のために必要な支援を行うこと。

イ 警察本部各部門及び県警察学校

警察本部各部門及び県警察学校は、訓練が将来の県警察を担う人材の育成につながることを認識し、警務部教養課と相互に連携しながら各部門の課題や情勢を反映した効果的な訓練想定を作成や素材の提供、訓練指導員の派遣等、積極的な支援を行うこと。

(2) 訓練実施所属

ア 所属長

所属長は、訓練の目的を達成するため、所属職員の中から訓練想定に応じた訓練指導者（警部又は警部補の階級にある者）を指定した上で、訓練時間の確保をはじめ、訓練内容や訓練方法等に工夫を凝らして、所属職員が訓練に積極的に取り組むことができる環境を整えること。

イ 訓練指導者

訓練指導者は、特定の事例にこだわらず、多種多様な想定を作成し、想定に応じた訓練対象者を選定した上で訓練を実施すること。

また、まず良好点を褒めて自信をつけさせることや、根拠となる法律、通達等を示し、訓練対象者自身に自学を促すなど、訓練効果を向上させるための指導に配慮すること。

訓練実施後は、別紙2「指導着眼及びチェック（評価）表」を活用して、個別指導及び講評を必ず行うこととし、要点を絞った簡潔な指導に努めること。

5 推進上の留意事項

(1) 訓練時間の確保

訓練時間の確保と訓練頻度の向上のため、訓練想定は、必ずしも各種事案に対する一連の警察活動を全て盛り込む必要はなく、特定の場面を切り取り、その場面において求められる対応要領、対応能力の修得及び向上に着目して訓練を行うなど、勤務時間中のあらゆる機会を活用して、多くの職員が短時間で訓練に参加できるよう工夫すること。

(2) 効果的な訓練想定を作成

訓練想定は、所属における各種事案の発生状況や取扱い状況等を踏まえ、実際の現場での反省・教訓事例を盛り込むなど、真に効果的なものとなるよう努めること。

また、日常的に取扱いが予想される事案のほか、突発重大事案や各種災害等の想定作成にも配慮すること。

(3) 訓練目的の明確化

訓練を計画するに当たっては、「訓練対象者に何を修得させるのか」という目的をあらかじめ明確にしておくこと。

そして、訓練開始前には、訓練対象者に訓練目的を示した上で、理解すべきポイントを絞って説明を行うなど、効率的な訓練に資すること。

(4) 訓練対象者の技量に応じた訓練の実施

若手警察官に対して高度な擬律判断能力が必要な想定で訓練を行うなど、訓練対象者の技量等に比較して著しく難易度の高い訓練を実施することは、訓練が円滑に進行せず、効果的な訓練とは言えないことから、訓練対象者の技量を把握し、これに応じた難易度の訓練の実施に努めること。

(5) 捜査書類等作成訓練の励行

適正かつ積極的に職務を遂行するためには、捜査書類等の各種書類の作成能力の向上が必要不可欠であることから、現場対応訓練及び現場指揮訓練と併せ、捜査書類等作成訓練の実施に努めること。

この場合、事案認知の電話用紙や事件発生 of 広報案文等を制限時間内に作成させるなど、実戦性の高い訓練となるよう配慮すること。

6 術科訓練等との関係

犯人等からの不意の攻撃への対処技能、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するための技能の修得、向上を主とする訓練については、本訓練には該当せず、術科訓練となることから注意すること。

7 訓練実施状況の管理及び報告

訓練実施状況については、別に定める「職場教養管理ファイル」によりの確に管理し、特に効果的又は効率的と認められる訓練を実施した際は、警務部教養課長を經由して報告すること。